青森県報

号外第九十号

平成二十九年十月二十三日（月曜日）

目　次

公営企業

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……（病院局経営企画室）…一

公　営　企　業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をこゝに公布する。

平成二十九年十月二十三日

青森県病院事業管理者　吉　田　茂　昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のとおり改める。

第４号様式（第２４条関係）

（表）

介護休暇簿（指定期間申出書）

青森県病院事業管理者　殿

所属名	職名	氏名

※要介護者に関する事項

氏名	続柄	同・別居	介護が必要となった時期
		□同居　□別居	年　月　日

※要介護者の状態及び具体的な介護の内容

区分	承認の印	指定期間	※申出期間	※申出日
第1回 指定期間の申出・指定		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日 印
第1回 指定期間の延長・短縮		年　月　日まで	年　月　日まで	年　月　日 印
第　回 指定期間の申出・指定		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日 印
第　回 指定期間の延長・短縮		年　月　日まで	年　月　日まで	年　月　日 印
第　回 指定期間の申出・指定		年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日 印
第　回 指定期間の延長・短縮		年　月　日まで	年　月　日まで	年　月　日 印

承認の印	※請求期間	※請求日	備考
	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日 印	
	□毎日 □その他（　） 時　分から 時　分まで	時間	
	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日 印	
	□毎日 □その他（　） 時　分から 時　分まで	時間	
	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日 印	
	□毎日 □その他（　） 時　分から 時　分まで	時間	

注　※印の欄は、職員が記入又は押印する。

（裏）

確認の印			※ 休暇等を取り消す期間			※本人印	備　考
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		

※ 休暇等の承認の取消しを申請する場合は、記入すること。

第四号様式の二を次のとおり改める。

第４号様式の２（第２４条関係）

（表）

介護時間簿

青森県病院事業管理者　殿

所属名		職名		氏名	

※ 要介護者に関する事項	氏名		※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄			
	同・別居	□同居　□別居		
	介護が必要となった時期 年　月　日			
連続する３年の期間 年　月　日から　年　月　日				

承認の印			※ 請求期間			※ 請求日	備　考
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日	年　月　日	
			□毎日 □その他（　）	時　分から 時　分まで	時間	印	
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日	年　月　日	
			□毎日 □その他（　）	時　分から 時　分まで	時間	印	
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日	年　月　日	
			□毎日 □その他（　）	時　分から 時　分まで	時間	印	
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日	年　月　日	
			□毎日 □その他（　）	時　分から 時　分まで	時間	印	
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日	年　月　日	
			□毎日 □その他（　）	時　分から 時　分まで	時間	印	
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日	年　月　日	
			□毎日 □その他（　）	時　分から 時　分まで	時間	印	

（記入上の注意）

1　※印の欄は、職員が記入又は押印する。

2　当該要介護者の指定期間と重複する期間は、介護時間を取得することはできない。

（裏）

確認の印			※ 休暇等を取り消す期間			※本人印	備　考
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		
			年　月　日から 年　月　日まで	時　分から 時　分まで	日 時間		

※ 休暇等の承認の取消しを申請する場合は、記入すること。

第九号様式中

「

□育児休業の承認	□育児休業の期間の延長
□再度の育児休業の承認 （再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の１歳６か月までの子の育児休業が必要な事情）	□再度の育児休業の期間の延長

」を

「

□育児休業の承認 （非常勤職員の１歳６か月までの子の育児休業又は非常勤職員の２歳までの子の育児休業が必要な事情）	□育児休業の期間の延長
□再度の育児休業の承認 （再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情）	□再度の育児休業の期間の延長

」に改め、

同様式の注の５中「又は１歳６か月」を「、１歳６か月までの子の育児休業又は２歳」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭